

第1条（適用範囲）

本規約は、MMC写真教室インストラクター協会（以下、「当協会」といいます。）及び当協会の認定するインストラクターが運営するMMC写真教室インストラクター協会監修の講座（以下、「本講座」といいます。）を対象とします。

第2条（受講の申込み）

本講座の受講申込みは、当協会が定める所定の方法に従って行うものとします。

第3条（受講契約の成立）

申込み後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。

第4条（受講料）

本講座の受講料は、本講座の募集要項に記載する通りとします。

第5条（受講費特約）

1) マニュアルモード使いこなし編など協会加入を必要としない講座を受講する場合

MMC写真教室インストラクター協会の認定講座を受講する場合、以下の条件を満たすものが募集価格で受講できます。

1. 受講後に協会員が協会の承諾を得ずにあらたな写真講座を開設しないこと。
2. 受講後、1年以内に当協会と競合する事業者への就業または事業を行わないこと。

個人または競業事業者により作成された講座は不可または要審査です。

※写真機器メーカー監修講座など協会が認める団体の講座もあります。

2) インストラクター養成講座・プロカメラマン養成講座のほか協会加入を前提とした講座を受講する場合

MMC写真教室インストラクター協会インストラクター講座およびプロカメラマン養成講座を受講する場合、以下の条件を満たすものが募集価格で受講できます。

1. 社団法人MMC写真教室インストラクター協会の会員として活動を行う。
2. 協会加入中に協会員が協会の承諾を得ずにあらたな写真講座を開設しない。
3. 協会退会後、2年以内に当協会と競合する事業者への就業または事業を行わない。

個人または競業事業者により作成された講座は不可または要審査です。

※写真機器メーカー監修講座など協会が認める団体の講座もあります。

4. 協会加入中にブログなどによるオンラインまたはオフラインであっても競業事業者の宣伝行為をおこなわないこと。

※競業事業者とは当協会の行う事業のうち「写真教室」「写真教室講師の育成事業」など写真教育を行うものをいいます。競業事業者の行う「撮影の宣伝、写真保管に類する講座、育児に関するセミナー等」の宣伝も禁止です。

第6条（決済方法）

本講座の受講費用の決済方法は講座ごとに主催する講師または教室ごとに別途定める決済方法に従うものとします。

第7条（講座開講日前の解約）

本講座の講座開講日前の解約は講座ごとに主催する講師または教室ごとに別途定める規約または主催者の指定する受講費用決済代行機関の規約に従うものとします。

第8条（講座開講日以降の解約）

講座開講日以降の受講者からの解約は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金は一切致しません。

第9条（受講料の返金）

受講者の都合による欠席については、受講料の返金は一切致しません。

第10条（講座の振替）

受講者が講座に出席できない場合において、当協会が認める場合は、別の日程をもって開催される同一の内容の講座に振替えて出席をすることができます。

第11条（講座開催の中止）

本講座の受講の申込者が最小開催人数（各講座で設定）に満たない場合、当協会は講座の開催の日の1週間前までに、既に受講申込みのあった者に通知をし、講座の開催を中止することができます。その場合、既に支払いのあった受講料はその全額を返金するものとします（なお、その他に受講者に生じる損害がある場合でも、当協会はその賠償の義務を負わないものとします。）。

第12条（講座修了等の要件）

本講座の全カリキュラムを履修の上、所定の要件を満たした方のみ受講修了となります。なお、本講座が資格の認定を受けうる講座であっても、受講修了をした上で当協会が別に定める要件を満たした場合に限り資格の認定を受けられるものとし、資格の認定は、保証されているものではありません。

第13条（資格の認定）

本講座が資格認定に関する講座である場合、講座受講の修了後、試験合格、認定料の支払い等の当協会が別途定める要件を満たした場合にのみ、その資格認定がなされるものとします。

第14条（著作物等）

本講座の受講において受領したテキスト等の著作物（ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます。）に関する著作権及びその他知的財産権は当協会に帰属し、当協会の事前承諾を得ずに、これらを侵害する次に定める行為を行うことを禁じます。

- （1）本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- （2）本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- （3）私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等して第三者に配布する行為
- （4）無償、有償を問わず、当協会の承諾を得ず、本講座で知れた知識、情報、技術を用いて第三者に伝授・指導する行為
- （5）その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

第15条（遵守事項）

受講者は、本講座を受講するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- （1）当協会及び講インストラクターの指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
- （2）本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、当協会及びインストラクターに一切の責任を求めないこと
- （3）他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行わないこと
- （4）本講座の内容につき、録音又は録画をしないこと

第16条（受講資格の失効）

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに当協会の如何なる講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切しません。

- （1）本規約又は法令に違反した場合
- （2）公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- （3）当協会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- （4）当協会又は当協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- （5）本講座の受講申込みその他協会に伝えた情報に虚偽の内容がある場合
- （6）当協会の事業活動を妨害する等により当協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合

第17条（秘密保持）

受講者は、本講座を受講するにあたり当協会によって開示された当協会固有の技術上、営業上その他事業の情報及び本講座を受講することで知り得た他の受講者固有の技術上、営業上その他事業の情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、または第三者に開示することを禁じます。

第18条（受講違約金）

受講生または協会員が受講費特約に違約する行為が行われたとみなされる場合は受講費特約違約金とし金50万円をお支払いいただきます。カメラマンとして教室事業を行わない就業はこの限りではありません。なお、違約金の支払いが行われても秘密保持義務を免除するものではありません。

第19条（地位の譲渡）

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。但し、受講者が本講座の受講をできない場合、事前に当協会の同意を得た場合に限り、代理の方を受講させることができます。

第20条（損害賠償）

受講者は、本規約及び法令の定めに従ったことにより、当協会及びインストラクターを含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第21条（免責事項）

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、当協会は一切の責任を負わないものとします。

第22条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第23条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

第24条（本規約の改訂）

- （1）当協会は、随時本利用規約を改訂することができるものとします。
- （2）当協会は、本利用規約を改訂しようとする場合、電子メール又は本サービスに関するウェブサイト等を使い随時、会員に告知するものとします。
- （3）前項に基づき、本利用規約の改訂を告知した日から当協会が定める期間内に会員が退会しない場合、当該会員は本利用規約の改訂に同意したものとみなされ、当該会員と当協会との間で改訂後の規約の効力が発生するものとします。
- （4）会員は、前項に定める効力発生の時点以降、当該内容の不知又は不承諾を申し立てることはできないものとします。

第25条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関連して甲乙間に生じる一切の紛争は東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。

以上

（平成27年3月1日制定）

（平成27年4月8日改定）

（平成27年5月14日改定）

（平成27年9月11日改定）

一般社団法人MMC写真教室インストラクター協会

代表理事 平良明